

H A T S 推 進 会 議 会 費 規 則

2018 年 6 月 14 日 改 定

2013 年 8 月 30 日 改 定

2012 年 6 月 4 日 制 定

(目的)

第 1 条 本規則は、H A T S 推 進 会 議 規 程 第 1 7 条 に 基 づ き、H A T S 推 進 会 議 の 会 費 関 係 関 連 の 必 要 な 事 項 を 定 め る こ と を 目 的 と す る。

(口数制)

第 2 条 会費は、1 会計年度あたりの口数制 (5 万円 (別途消費税) /1 口) とする。

(種類)

第 3 条 H A T S 推 進 会 議 の 会 員 は、幹 事 会 員 と 一 般 会 員 に 分 け る。
2 H A T S 推 進 会 議 の 会 員 は、相 互 接 続 試 験 の み の 参 加 も 認 め る。

(幹事会員)

第 4 条 幹 事 会 員 は、10 口 以 上 の 会 費 を 納 入 し な け れ ば な ら ない。
2 幹 事 会 員 は、普 及 促 進 部 会、実 施 推 進 部 会 の 各 連 絡 会、お よ び 評 議 会 へ の 参 加 は 無 償 と す る。
3 幹 事 会 員 の 子 会 社 (会 社 法 上 の 子 会 社) に つ い て は、会 費 を 免 除 す る。

(一般会員)

第 5 条 一 般 会 員 は、1 口 以 上 の 会 費 を 納 入 し な け れ ば な ら ない。
2 一 般 会 員 は、普 及 促 進 部 会、ま た は 実 施 推 進 部 会 の 1 連 絡 会 へ の 参 加 が 無 償。普 及 促 進 部 会 と、実 施 推 進 部 会 の 各 連 絡 会 の 中 で、2 組 織 以 上 へ の 参 加 は、1 組 織 毎 に 1 口 の 会 費 と す る。

(相互接続試験のみの参加)

第 6 条 相 互 接 続 試 験 の み の 参 加 に つ い て は、1 試 験 毎 に 1 口 の 会 費 と す る。
2 1 試 験 と は、同 一 年 度 内 の 実 施 推 進 部 会 の 連 絡 会 及 び W G (S W G) で 主 催 す る 試 験 と す る。
3 リ エ ゾ ン 関 係 に あ る 機 関 に つ い て は、別 途 個 別 交 渉 と す る。

(口数の確定)

第 7 条 毎 年 3 月 31 日 ま で に、翌 年 度 の 幹 事 会、各 部 会、実 施 推 進 部 会 の 各 連 絡 会 へ の 登 録 を も っ て、各 会 員 の 口 数 を 確 定 す る。

(会計年度)

第 8 条 HATS 推進会議の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(納入時期)

第 9 条 HATS 推進会議は、口数確定後速やかに請求書を発送するものとし、会員は請求書を受領後指定期日以内に会費を納入しなければならない。

(納入方法)

第 10 条 会費の納入方法は、HATS 推進会議が指定する銀行への振込みとする。

(会費の返還)

第 11 条 会計年度内に一部でも在籍した場合は、会費が発生するものとし、途中退会の場合の払い戻しは行わない。

(入退会について)

第 12 条 入会については随時可能とする。

2 退会については、3 / 31 までに退会届にて届け出るものとし、届け出のない場合には継続在籍とみなす。

附則

1. この規則は、2012年4月1日に遡って施行する。

以上